

3月のTOPICS

3月1日～7日

春の火災予防運動

春は乾燥が続くうえに1年の中でも特に風が強く、火災が発生しやすい季節です。このような理由から、この時期に春の火災予防運動を実施し防火を呼び掛けています。みなさんも、今一度、一人ひとりが火の用心の大切さを思い起こし、地域や近所でお互い助け合いながら火災のない街づくりにご協力をお願いします。

また、あわせて、山火事予防運動や車両火災予防運動も実施します。

「山火事予防にご協力を!!」

例年、3～5月に山火事が多く発生しています。この時期は空気が乾燥し、強風が吹くことが多く、山では枯葉や枯れ草が多くなっていることや、ハイキングや山菜取りなどで入山者が増え、たばこのポイ捨てやたき火などにより、山火事発生の危険性が高い時期となっております。

す。山火事は一旦発生するとその消火は容易ではなく、一瞬にして貴重な森林を焼失し、その回復には長い年月を要します。私たち一人ひとりが火の取扱いに十分注意して、山火事を起こさないことが重要です。

「車両火災予防にご協力を!!」

車両火災を防止するため、次の点に特に注意しましょう。

- 車両からのたばこの投げ捨てはやめましょう
- 危険物品の車両への持ち込みはやめましょう
- 車両のエンジンや電気系統などの点検整備を徹底しましょう
- 自動車などのボディーカバーは防災製品を使用しましょう

問合先 泉州南広域消防本部
 警防部 予防課 (☎469・0886 Fax 460・2119)

新型コロナウイルスの接種(無料)の終了(3月31日)が近づいています

新型コロナウイルスの特例臨時接種(無料)は、3月31日(日)で終了します。
 初回接種が終わっていない人または令和5年9月20日以降に

追加接種をしていない人で接種を希望する人は、早めの接種をお願いします。

接種の際は、必ず接種券が必要です。接種券を紛失した人は再発行の手続きが必要です。
 4月1日からは、接種方法や接種費用などが変更になる予定です。詳しくは、広報2月号または市ホームページをご覧ください。

問合先 健康推進課

※最新の情報は市ホームページでご確認ください。



▶市ホームページ

市役所本庁舎空きスペース 店舗運営事業者募集

来庁者のみなさんの利便性の向上を図るため、本庁舎1階の空きスペースにおいて物品販売およびサービス提供を行う運営事業者を募集します。

問合先 総務課

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

自動販売機設置事業者募集

4月から市の施設に清涼飲料水などの自動販売機を設置する事業者を公募します。入札参加には申込が必要です。詳しくは入札実施要領をご覧ください。

参加資格 清涼飲料水などを販売する「本店または支店(営業所)が市内にある法人」または「住所が市内にある個人」

入札実施要領配布・問合先

3月1日(金)以降に市ホームページまたは総務課へ

折り畳み式ネットボックスの助成が始まります

4月1日から、鳥獣によるごみの飛散被害防止対策として、折り畳み式ネットボックスなどの普及を図るため、それを購入する団体など(おおむね10世帯)に対し、購入費用の一部を助成します。

※申請にあたり事前審査など、補助要件がありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問合先 環境衛生課



かんこうNEWS

問合先 関西国際空港案内 (☎455-2500)
 ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

FLY from KANSAI

～旅の魅力やお得な情報をお届け!～

関西の空港から就航地への旅の魅力や最新情報をお伝えするウェブサイト「FLY from KANSAI」。旅に行きたくなくなる旬のおすすめスポットや現地の最新レポート、キャンペーン情報などをお届けしています。

さらに次回の旅の計画に役立つ、関西3空港(関西国際空港・大阪国際空港・神戸空港)の国内路線の運航状況も随時更新しています。無料のメールマガジンも配信中ですので、ご登録ください。ぜひウェブサイトをチェックして、KANSAIから広がる空の旅へお出かけください!

【FLY from KANSAIウェブサイト】

<https://www.kansai-airport.or.jp/flyfromkansai/>



▶ホームページ



狂犬病予防注射について

すべての飼い犬に「年1回の狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。必ず実施してください。本市に飼い犬登録をしている飼い主には通知書（*）を3月中旬頃に送付します。また、雨天の場合も実施しますが、台風などで「警報」が発令された場合や感染症の流行などにより一部もしくはすべて中止となる場合がありますので、事前に必ずホームページなどを確認してください。

【狂犬病予防集合注射のご案内】

対象 本市に飼い犬登録をしている生後91日以上の子犬
費用 3,300円（注射済票交付手数料含む）
 ※なるべくお釣りが出ないようにしてください。令和6年度から、集合注射会場では飼い犬の登録申請受付および鑑札交付は行いません。

■集合注射時のお願い

- 通知書（*）を必ず持参してください。
- 犬の首輪はしっかりと締め、犬を確実におさえられる人が連れてきてください。
- 車での来場はご遠慮ください。（会場によっては駐車スペースのないところがあります。）
- 体調が悪い場合や、過去に注射や薬で具合が悪くなったことがある場合は、当会場では注射できません。

■直接動物病院、獣医師のところで注射を受ける場合

市と「犬鑑札及び狂犬病予防注射済票交付事務委託契約」を締結している動物病院以外で注射を受ける場合は、動物病院等獣医師発行の「狂犬病予防注射済証」および「通知書（*）」を健康推進課へ持参し、「狂犬病予防注射済票」の交付（550円）を必ず受けてください。（*）…狂犬病予防注射済票交付手数料領収書・狂犬病予防注射済証（飼い主・飼い犬の情報が記載されている十字のミンシ目が入ったA4用紙）

■こんなときは問い合わせてください

- ①登録しているのに通知書（*）が届かない
 - ②登録しているかどうかわからない
 - ③登録内容（住所など）に変更がある
 - ④すでに犬が死亡している
- ③、④の場合、マイクロチップを装着している犬の飼い主は、環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）で登録内容の変更手続きを行ってください。健康推進課への届出は不要です。

問合先 健康推進課

狂犬病予防集合注射日程

開催日	時間	場所
4月2日(火)	9:20～9:30	大木小学校
	10:00～10:30	上之郷小学校正門
	11:00～11:20	佐野台小学校東門
	13:20～13:50	日新小学校南門（黄色の門）
	14:10～14:30	北中小学校黄色の門（体育館南側）
	15:00～15:30	佐野中学校正門
	15:55～16:10	南部市民交流センター本館
4月6日(出)	13:30～15:00	泉佐野市役所
4月8日(月)	9:10～9:30	北部市民交流センター本館
	10:00～10:30	長南保育所跡（長滝第1町内会館横）
	11:00～11:30	マンデー末広公園（泉佐野みどり推進機構事務所前）
	13:30～13:45	土丸・雨山城跡駐車場（大土駐在所横）
	14:10～15:00	日根野公民館
	15:40～16:00	佐野公民館（第2駐車場内）
4月14日(日)	13:30～15:00	泉佐野市役所

アサリなどの

貝毒食中毒に注意！

春先から海水温が上がるにつれて大阪湾に有毒なプランクトンが増え、これらを食べるアサリやイガイなどの二枚貝は、体内に貝毒をため込みます。貝毒を持った二枚貝を食べると、口や手足がしびれ、最悪の場合は呼吸困難で死亡することがあります。

貝毒は加熱調理では分解されません。また、貝毒の有無は見ただ目で判断できません。

【大阪湾で潮干狩りや貝の採取を行う場合は次の点を守りましょう】

- 府の貝毒発生情報を必ず確認する（府の「食の安全安心メールマガジン」で配信しています）
 - 貝毒の発生時は、天然二枚貝を採らない・食べない・人にあげない
 - 採取した天然二枚貝を食べて口や手足のしびれが出た場合は、すぐに医療機関を受診し、天然二枚貝を食べたことを伝える
- 問合先 泉佐野保健所 衛生課
 ☎464・9688

4月1日

コミュニティバス田尻回りの時刻表が変わります

吉見ノ里駅ロータリーへの乗入れおよびりんくう合同宿舍前バス停新設に伴い、時刻表が変わります。

※詳しくは、3月25日(月)以降に市ホームページをご覧ください。

問合先 道路公園課

春の安全運転講習

「春の全国交通安全運動」を前に次のとおり安全運転者講習会を行います。みなさん参加しましょう。

- 日時**
- 3月13日(水) 午後7時～8時
 - 3月19日(火) 午後7時～8時
 - 3月21日(木) 午後1時30分～2時30分
- 場所** レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター
- 問合先 道路公園課



市外で発生した

「ごみや産業廃棄物は持ち込めません！」

家庭系「粗大ごみ・臨時ごみ」は収集業者への電話申込が原則ですが、これを利用できない場合、ごみを自分で焼却場（泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所）に直接持ち込んで処分することができます。

※市外で発生したごみや、産業廃棄物を持ち込むことはできません。不法投棄として廃棄物処理法違反に問われることとなりますので、ご理解ご協力をお願いします。

処分方法 環境衛生課で廃棄物搬入証明書の発行を受け、月・水・木・土曜日の午後1時～4時に1日に1回（1車）に限り搬入することができます。

※廃棄物搬入証明書発行の際には、ごみの出どころを確認するために申請に来た人の本人確認をします。また、事業系ごみの持ち込みの場合、ごみの発生場所および申請に来た人の社員証などを確認します。なお、2t車以上の車両で搬入する場合は、登録番号（ナンバー）の申請が必要です。

問合先 環境衛生課、泉佐野市

田尻町清掃施設組合 ☎464・5211

※詳しくはホームページ（http://sanotajiri.la.cocacn.jp/index.htm）をご覧ください。

中身が入ったまま 出さないで！

火災や健康被害が

発生しています！

カン・ビン・ペットボトルは月に2回、容器包装プラスチックは週に1回それぞれ収集を行っています。必ず中身を使い切った状態でごみ出しをお願いします。容器に中身が残っている場合、リサイクルの妨げになるばかりではありません。エアゾール缶による運搬車両での火災や、塩素系の洗剤などが混ざりあつて有毒物質が発生したることによる収集作業員や処理場職員の健康被害発生が報告されるなど、深刻な被害を引き起こすことがあります。

今一度ごみ出しの前に中身が残っていないかを確認し、適切にごみ処理が行えるようご協力をお願いします。

問合先 環境衛生課

本人通知制度

登録内容に変更が生じた場合は届出が必要です

住所変更（転出、転居）や戸籍の異動（婚姻、転籍等）により事前登録した内容に変更が生じた場合は「泉佐野市本人通知制度登録（変更・廃止）届出書」を提出してください。

※届出書は市ホームページからダウンロードできます。交付通知書は登録した住所に送付します。通知書が返戻された場合は登録が廃止になりますのでご注意ください。

本人通知制度とは：市町村が戸籍謄本や住民票の写しなどを、本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録をした人に証明書を交付した事実を通知する制度です。

住民票の写しなどの不正請求や、不正取得を抑制し、個人の権利の侵害防止を図ることを目的としています。

問合先 市民課



ご協力ありがとうございました

令和5年度

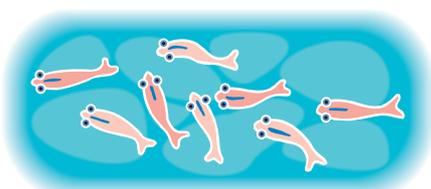
日赤泉佐野市地区 活動資金（募金）

総額 1,925,442円

（令和6年1月31日現在）

みなさんのご理解ご協力により、たくさんの活動資金（募金）が寄せられ、すべて日本赤十字社大阪府支部に送金しました。募金は、国内災害救護をはじめ、日本赤十字社の様々な活動に活用されています。

問合先 日赤泉佐野市地区事務局（地域共生推進課内）



令和5年度

赤い羽根共同募金

総額 5,563,839円

いただきました募金は、大阪府共同募金会配分委員会の審査のもと地域の福祉活動のために活用されます。

問合先 泉佐野地区共同募金会（泉佐野市社会福祉協議会内 ☎464-2259）

歳末たすけあい運動

総額 993,637円

善意の募金は福祉推進のために使わせていただきました。

おもな福祉推進事業

- 市内在住の障害のある児童などを対象としたクリスマス会
- ひとり暮らし高齢者の見守り支援や年賀状など

問合先 泉佐野市社会福祉協議会

（☎464-2259 Fax462-5400）

三井住友銀行・三菱UFJ銀行での納付書(泉佐野市公金)の取扱い終了について

3月29日(金)をもって、三井住友銀行、三菱UFJ銀行の窓口での納付書による泉佐野市公金収納の取り扱いが終了します。4月1日以降は窓口での納付はできませんのでご注意ください。

※地方税統一QRコード(eQR)が印字されている納付書に限り、4月1日以降も窓口で納付できます。

問合せ 会計課

QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

インバウンド向け

テストマーケティング(りんくうタウン駅ビル内空きカウンター有効活用)の事業者を募集します!

りんくうタウン駅周辺エリアは、閑空からのフライトの前泊で滞在する外国人観光客が多く、日本における最終の滞在日となることから心理的にも消費意欲が高いと推察されます。この状況を活かして、りんくうタ

ウンエリアで新たに製品やサービスなどの販売を開始・検討している事業者などに、りんくうタウン駅ビル内に設置している空きカウンターを市場調査の場として最大3ヵ月提供します。ぜひ応募してください。

※詳しくは市ホームページ(<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seicyou/omotenasi/menu/12235.html>)をご覧ください。

問合せ おもてなし課 ☎44

7-8126 eメール: omote.nashi@city.izumisano.lg.jp



市ホームページ

野外焼却(野焼き)は禁止です

野外焼却(野焼き)とは、適切な焼却設備を用いずに廃棄物を焼却することを言い、野外焼却の煙による悪臭などの苦情が数多く寄せられています。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、一部の例外を除き「何人も廃棄物を焼却してはならな

い」となっています。ごみを燃やすと臭いが洗濯物についたり、悪臭により気分が悪くなったりするなどの弊害が生じ、近隣住民とのトラブルの原因となりますので、よりよい環境づくりのためにみなさんのご協力をお願いします。

【例外的に認められる場合】

- 震災、風水害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要
- 農業・林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる

● たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる草木などの焼却であつて、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である

※例外的に認められた野外焼却を行うときでも、極力少量にとどめ、風の向き・強さ、時間帯などに十分配慮してください。

周辺の生活環境などに影響を及ぼす恐れがあるときは、行政指導の対象となります。

問合せ 環境衛生課

マイナポータルからオンラインで転出届を提出できます

引越す際に手続きが必要な転出届は、マイナポータルを通じてオンラインで提出できます。このサービスを利用する人は、転出にあたり泉佐野市への来庁が原則不要となります。

電子証明書が有効なマイナンバーカードを持っている人で、日本国内での引越しをする人が対象です。スマートフォン用電子証明書搭載サービスに対応した端末を持っている人は、スマートフォンのみで手続きできます。本人の引越しのほか、本人と同一世帯員、本人以外の世帯員の人の引越しでも利用できます(世帯が同一の場合に限る)。

マイナポータルを通じてオンラインで転出届の提出をした後は、転入先市区町村の窓口に出向き、転入届の手続きを行ってください。

※次に該当する人は、別途手続きが必要です。それぞれの窓口へ問い合わせてください。

- 国民健康保険に加入している、または国民年金に加入している
- 125cc以下のバイクを持っている
- 障害者医療証、身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳を持っている、または特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当を受給している
- 介護保険第1号被保険者(65歳以上の人)、要介護(支援)認定を受けている
- 児童手当・児童扶養手当を受給している、または乳幼児医療費受給資格者証、ひとり親家庭医療費受給資格者証を持っている
- 市立小・中学校に在学している児童・生徒がいる
- 市営住宅に入居している

問合せ 市民課

